

特定非営利活動法人日本医学図書館協会北海道地区会会則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会北海道地区会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「協会」という。）北海道地区会員の連携を強化し、協会事業遂行と地域的課題の克服に努め、もって保健・医療その他関連領域の進歩発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、協会定款第44条に基づく地区会として、北海道地区（以下「地区」という。）の正会員および協力会員をもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は、上記の目的達成のために、協会事業に準じた各種の事業を行う。

(事務局)

第5条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、地区会の運営並びに協会との事務連絡及び調整にあたる。

3 事務局は、協会「地区会規程」第11条の規定により本会の当該年度の事業報告等を協会理事会に報告するものとする。

(会 議)

第6条 毎年1回地区会例会を開催する。

2 本会は、臨時地区会を開催することができる。

(評議員等)

第7条 本会は、協会「地区会規程」第8条に基づき、評議員を選出し、会長に推薦する。

2 本会は、協会「地区会規程」第7条及び第10条に基づき、役員候補者及び会友を推薦することができる。

(会 計)

第8条 本会の運営経費は、協会の配分額の範囲とする。ただし、研修会など特定事業を行うために参加費等を徴収することができる。

2 経費の徴収にあたっては、次年度に繰越す剰余金が生じないように配慮するものとする。

(入会及び退会)

第9条 協会への手続きをもって入会及び退会とする。

(他団体との連携・協力)

第10条 本会は、協会「地区会規程」第2条第2項に基づき、趣旨を同じくする関連団体と連携、協力する。

(会則の改廃)

第11条 本会則の改廃は、地区例会で行い、協会「地区会規程」第11条の規定により、協会理事会に届け出るものとする。

附 則 この会則は、平成19年3月9日から施行する。

附 則 この会則は、2016年2月5日から施行する。

附 則 この会則は、2024年1月19日から施行する。